

消費生活だより ～くらしの危険～

契約内容をよく確認して

ウォーターサーバーのレンタル契約

Q



スマホの機種変更のため、家電量販店内の携帯ショップに出向いた。スマホの話が終わると担当者が代わり、ウォーターサーバーの無料レンタルとミネラルウォーター（月額約3千円）の契約を勧められ、了承してしまった。担当者が私のスマホから申し込み手続きをし、契約書は渡されていない。2カ月間利用したがやはり必要ないので解約したいと思い、事業者と連絡すると、解約料が1万円を超えると知って驚いた。解約料の説明はなかった。（70歳代）

A



- ショッピングモールや家電量販店などで突然勧誘されウォーターサーバーのレンタル契約をしたが、解約すると予期せぬ高額な解約料が発生したとい相談が寄せられています。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバーのレンタル料は無料でも、実際は水を定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、水の購入を継続しないと解約料がかかることがあるので注意が必要です。
- 家庭内の設置場所や一人で水を交換できるか、また、本当に必要かよく考えましょう。契約金額の詳細も含め、契約内容や解約条件等もよく確認し、契約書は書面でもらうようにしましょう。
- 場合によってはクーリング・オフができる可能性があります。困ったときはすぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

11月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	11/6（水）、20（水）	☎22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	11/13（水）、27（水）	☎43-0070
養老町	11/5（火）、18（月）	☎32-1108
神戸町	11/11（月）、25（月）	☎27-3111
輪之内町	11/7（木）、21（木）	☎68-0185
安八町	11/14（木）、28（木）	☎64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152